

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

成年被後見人法により改正された法律の個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、本日付で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）が公布され、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正も行われました。

改正省令による医療法施行規則の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令による医療法施行規則の改正について

医療法人の評議員になることができないものとして、成年被後見人法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の 4 第 2 項第 2 号に規定されている「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの」を、「精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とすること。また、医療法人の役員になることができないものについても同様とすること。（改正省令による改正後の医療法施行規則第 31 条の 3 の 5 及び第 31 条の 4 の 3 関係）

第2 施行期日

改正省令による医療法施行規則の改正は、令和元年9月14日（成年被後見人法の施行の日）から施行すること。

第3 関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。